

新	旧
<p>P2 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>2. <u>相場状況の急変や経済指標の発表等により</u>、<u>ビッド価格とアスク価格のスペード幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。</u></p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。(相対取引)お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局  Newedge Group (UK) 銀行業：英国金融サービス機構  FXCM ジャパン証券株式会社金融商品取引業：日本国金融庁  OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁  G. K. Goh Financial Services (S) Pte Ltd 証券業：シンガポール通貨庁  GFT Global Markets Asia Pte Ltd. 証券業：シンガポール通貨庁  <u>OANDA Japan 株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁</u></p>	<p>P2 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>2. <u>相場状況の急変等により</u>、<u>ビッド価格とアスク価格のスペード幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。</u></p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。(相対取引)お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局  Newedge Group (UK) 銀行業：英国金融サービス機構  FXCM ジャパン証券株式会社金融商品取引業：日本国金融庁  OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁  G. K. Goh Financial Services (S) Pte Ltd 証券業：シンガポール通貨庁  GFT Global Markets Asia Pte Ltd. 証券業：シンガポール通貨庁  <u>株式会社外為ジャパン金融商品取引業：日本国金融庁</u></p>
<p>P3 店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p> <p>○流動性リスク</p> <p>外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。<u>しかし、主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、或は普段から流動性の低い通貨でのお取引は、当社の通常の営業時間帯であっても、マーケットの状況によっては、スプレ</u></p>	<p>P3 店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p> <p>○流動性リスク</p> <p>外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。<u>しかし、主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、或は普段から流動性の低い通貨でのお取引は、当社の通常の営業時間帯であっても、マーケットの状況によっては、レート</u></p>

新	旧
<p><u>ッドを拡大して提供することやレート表示が困難になる場合もあります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、ストライキ等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。こうした状況下では、お取引が一定期間、不可能となる可能性があります。</u></p> <p><b>P4</b> ○スリッページリスク</p> <p><u>成行注文又は逆指値注文では、為替レートの変動により取引画面の提示レートよりもお客様に不利なレートで取引が成立することがあります。</u></p> <p><b>P8</b> 口座開設について</p> <p><u>3. 口座開設審査において、お客様のご本人の確認をする目的で、当社の定める書類をご提出していただくことを要します。本人確認書類の種類については、当社ホームページ (<a href="http://fx.dmm.com/">http://fx.dmm.com/</a>) でご確認ください。</u></p> <p><b>【連絡先】</b>            カスタマーサポート            フリーダイヤル：0120-961-522            土日を除く24時間受付 月曜午前7時～土曜午前6時（米国夏時間）            月曜午前7時～土曜午前7時（米国冬時間）</p>	<p><u>の提示が困難になる場合もあります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、ストライキ等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。こうした状況下では、お取引が一定期間、不可能となる可能性があります。</u></p> <p><b>P4</b> ○スリッページリスク</p> <p><u>成行注文又は逆指値注文では、為替レートの変動により取引画面の提示レートよりもお客様に不利なレートで取引が成立することがあります。特に大きな数量の注文の場合、当社のカバー取引の実現性により、不利なレートで成立する可能性が高くなるとともに取引自体が不成立となる可能性があります。お客様が設定されたスリッページの許容範囲においては提示レート以外で約定する可能性があります。</u></p> <p><b>P8</b> 口座開設について</p> <p>3.（新設）</p> <p><b>【連絡先】</b>            カスタマーサポート            フリーダイヤル：0120-961-522            土日を除く24時間受付 月曜午前7時～土曜午前6時（米国夏時間）            月曜午前7時～土曜午前7時（米国冬時間）</p>

新	旧
<p><u>ファックス：03-3517-3281</u> E-mail：support-dmm@sec.dmm.com</p> <p>【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】 【苦情受付窓口】 コンプライアンス部 <u>電話：03-3517-3285</u> 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～17:00） <u>ファックス：03-3517-3281</u> E-mail：compliance@sec.dmm.com <u>〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-16-11 日本橋セントラルスクエア 2階</u> お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル） URL： <a href="https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html">https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</a> 東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館 大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル 店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記連絡先で賜り</p>	<p><u>ファックス：03-3661-0256</u> E-mail：support-dmm@sec.dmm.com</p> <p>【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】 【苦情受付窓口】 コンプライアンス部 <u>電話：03-3661-0335</u> 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～17:00） <u>ファックス：03-3661-0256</u> E-mail：compliance@sec.dmm.com <u>〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-6-7</u> お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル） URL： <a href="https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html">https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</a> 東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館 大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル 店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記連絡先で賜り</p>

新	旧
<p>ます。</p> <p>平成 21 年 7 月 1 日 制定 平成 21 年 9 月 1 日 改訂 平成 21 年 9 月 14 日 改訂 平成 21 年 9 月 29 日 改訂 平成 21 年 10 月 29 日 改訂 平成 21 年 11 月 27 日 改訂 平成 21 年 12 月 7 日 改訂 平成 21 年 12 月 18 日 改訂 平成 21 年 12 月 30 日 改訂 平成 22 年 1 月 25 日 改訂 平成 22 年 4 月 1 日 改訂 平成 22 年 5 月 22 日改訂 平成 22 年 7 月 17 日改訂 平成 22 年 11 月 27 日改訂 平成 22 年 12 月 25 日改訂 平成 23 年 3 月 19 日改訂 平成 23 年 5 月 14 日改訂 平成 23 年 7 月 30 日改訂 平成 23 年 12 月 24 日改訂 平成 24 年 1 月 28 日改訂 平成 24 年 5 月 12 日改訂</p>	<p>ます。</p> <p>平成 21 年 7 月 1 日 制定 平成 21 年 9 月 1 日 改訂 平成 21 年 9 月 14 日 改訂 平成 21 年 9 月 29 日 改訂 平成 21 年 10 月 29 日 改訂 平成 21 年 11 月 27 日 改訂 平成 21 年 12 月 7 日 改訂 平成 21 年 12 月 18 日 改訂 平成 21 年 12 月 30 日 改訂 平成 22 年 1 月 25 日 改訂 平成 22 年 4 月 1 日 改訂 平成 22 年 5 月 22 日改訂 平成 22 年 7 月 17 日改訂 平成 22 年 11 月 27 日改訂 平成 22 年 12 月 25 日改訂 平成 23 年 3 月 19 日改訂 平成 23 年 5 月 14 日改訂 平成 23 年 7 月 30 日改訂 平成 23 年 12 月 24 日改訂 平成 24 年 1 月 28 日改訂 平成 24 年 5 月 12 日改訂</p>

新	旧
平成24年9月29日改訂	